

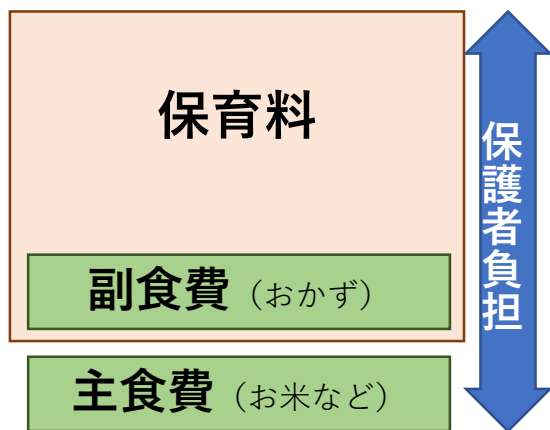
# 幼児教育の無償化

(保育所、認定こども園(保育部分))

- 利用料(保育料) 基本的な利用者負担額(保育料)は無償
- ・ 3歳児から5歳児(小学校就学前)までのお子さん、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯のお子さんが対象
  - ・ 延長保育料は無償化の対象外です。
  - ・ 松本市公立保育園で実施する特別利用保育(8時間利用)は、3時間の預かり分を除いて無償化されます。
  - ・ 上記利用料とは別に、教材費、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。  
ただし、年収360万円未満相当世帯のお子さんと、全ての世帯における保育所等を利用するお子さんのうちで第3子以降のお子さんについては、副食の費用が免除されます。

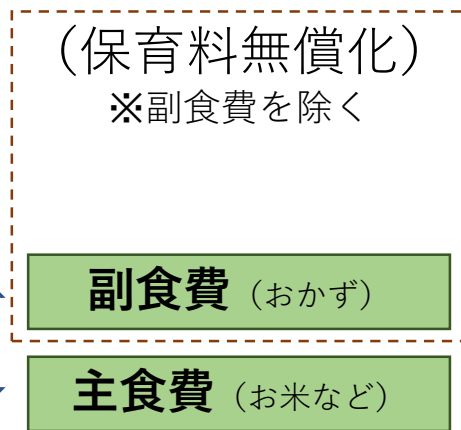
## ○ 副食費の徴収について(3~5歳のみ)

【これまで】



※ 主食は保護者が持参する場合があります。

【無償化後】



※ 副食費等の金額は、施設ごとに異なります。

無償化後の副食費は、利用されている保育所等にお支払いいただくこととなります。

既に保育所等を利用している方は新たな手続きは不要です。

(問合せ先)

松本市役所こども部保育課 保育担当 (東庁舎2階)

TEL: 0263-33-9856

FAX: 0263-34-3236